住宅リフォーム工事　　　令和　　年　　月　　日 [illegible]

請負契約書

印紙貼付欄

工事名称

工事場所

工期　令和　　年　　月　　日より　　令和　　年　　月　　日まで

注文者名　　　　　　　　　　　　　　　様　　　印　TEL

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX

請負者名　有限会社 セブン企画　　　　　　　TEL

代表者　代表取締役　池田 美佐子　　　　　印　FAX

住所　〒214-0039 川崎市多摩区栗谷3-12-16
TEL 044-953-0321 FAX 044-953-3064　　　担当

★下記の説明を受けました。（以下の説明を受けた内容の□に✓をつける）

□クーリングオフについての説明を受けました。　□建築保険についての説明を受けました。
□個人情報保護についての説明を受けました。　□180日24時間工事緊急駆けつけについての説明を受けました。
□消費者トラブルの相談窓口についての説明を受けました。　□（任意）設備延長保証についての説明を受けました。

※あらかじめ注文者に書面で承諾を得た場合を除き、請負者は工事の全部または大部分を一括して委任または請負わせる事が出来ません。
□全部または大部分を一括委任することを承諾します。　□一括委任することを承諾しません。

1. 請負金額　金　　　　　　　　　　円（税込）

工事項目	摘要（仕様）	（単価・数量・時間 等）	小　計
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
		工事価格（税抜）	
		取引に係る消費税等	
		合　計（税込）	

2. 建築保険　保険会社名 東京海上日動火災　保険証券番号 5370929406

□生産物賠償責任保険に加入済み
※生産物賠償責任保険とは、工事後の生産物によって発生した法律上の損害賠償責任を補填するものです。

▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

3. 支払方法

前払金（　　　　　　　　）金　　　　　　円（税込）
部分払（　　　　　　　　）金　　　　　　円（税込）
竣工払（工事完了確認後　　日以内）金　　　円（税込）
　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円（税込）

工事中の水道光熱費について　□注文者負担　□請負者負担
※時期・季節によっては業務用空調や工期が長い場合、水道光熱費が高額になる場合があります。

4. 特約・隠れた瑕疵が発覚した時の処理方法　★下記の内容を確認し承諾しました。□注文者

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合があります。

■契約書に適合しない場合の担保責任：請負者は引渡しから2年間民法の定める責任を負います。但し、住宅設備機器・室内装飾・家具・植栽等において契約内容に適合しない場合は引渡しから1年とします。

工事内容変更合意書

注文者名　　　　　　　　　　　　　様　　　印

請負者名　有限会社 セブン企画　　　　　　印

令和　　年　　月　　日に締結した上記の工事内容について、
下記のとおり内容変更することに合意します。（以下の該当する変更内容の□に✓をつける）

□ **工期変更**
変更前：令和　　年　　月　　日より　令和　　年　　月　　日まで
変更後：令和　　年　　月　　日より　令和　　年　　月　　日まで

□ **工事内容変更**

□ **請負金額変更**
変更前：総額　金　　　　　　円（税込）　→　**変更後：総額　金**　　　　　　円（税込）

工事完了・同確認書　上記の工事が完了したことを確認します。

令和　　年　　月　　日　注文者　　　　　　　　印

個人情報保護方針

当社は、個人情報保護法に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、個人情報保護方針を定め、個人情報の適正な取扱いと管理、保護の徹底を図ってまいります。
1. 取得する個人情報について　お客様や大家様等からご提供いただく個人情報は以下の情報を指します。
(1) 氏名・住所・電話番号・FAX番号・生年月日・性別・勤務先等　(2) 各種契約書、アンケート等でお応えいただいた情報
2. 個人情報利用目的について　ご提供いただいた個人情報は以下の目的のために利用いたします。
(1) 契約の履行、契約管理　(2) 契約後のアフターサービスの提供　(3) 緊急時のお客様等へのご連絡
3. 個人情報の管理について　個人情報は、目的に応じ必要な範囲内において正確かつ最新の状態で保管します。個人情報への不正なアクセスまたは、紛失、漏洩、破壊、改ざん等のリスクに対し、適切な安全対策を講じます。
4. 個人情報の第三者への提供・共同利用について　当社が保有する個人情報は以下の場合に第三者へ提供することがあります。
(1) 法令により必要と判断される場合　(2) 契約の相手方となる者、その見込み客に必要な情報を提供する場合　(3) 指定流通機構に必要な情報を提供する場合　(4) サービス提供のために提携委託会社（損害保険会社、施工会社、設備販売会社等）に必要な情報を提供する場合　(5) サービス提供のために当社グループに属する会社に必要な情報を提供する場合　(6) メーカー・施工店・関係会社がアフターメンテナンスに利用する場合。
5. お客様から開示・訂正・削除の請求について　当社は、お客様より個人情報の開示・訂正・削除等のご依頼があった場合には、ご本人または代理人であることを確認させていただき、当社所定の手続きに従い、対応させていただきます。

名前：有限会社 セブン企画　　住所：〒214-0039 川崎市多摩区栗谷3-12-16
TEL：TEL 044-953-0321 FAX 044-953-3064　　上記内容を確認し承諾しました。

請負契約約款

第1条（総則）
注文者と請負者は、協力して請負契約約款、請負契約書、合意書、個人情報、保証約款、アフターサービス等を誠実に履行する。

第2条（予測不可能な場合）
1. 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能もしくは不適切な場合は、注文者請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

第3条（完了確認・代金支払）
工事を終了したときは、注文者は、契約の目的物を確認し、請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

第4条（第三者への損害）
1. 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

第5条（不可抗力による損害）
1. 天災その他自然的または人為的な事象（ウイルス・伝染病等）で、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

第6条（工事の変更）
1. 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、請負者に損害に及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
3. 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は注文者と請負者が協議して決める。変更内容は書面（電子メール等含む）で合意する事とする。

第7条（遅延損害金）
1. 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することがある。
2. 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

第8条（紛争の解決）
この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

第9条（打ち合わせに基づく施工が不可能若しくは不適切な場合）
注文者の責に帰すべき事由により工事が完成不能となった場合は、請負者は出来高分について報酬請求をする事ができる。

第10条（注文者の中止権・解除権・解除に伴う措置）
1. 注文者は、書面（電子メール等含む）をもって工事の中止・契約の解除をする事ができる。但し、請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。
2. 請負者が正当な理由をなく工事をしない場合、相当期間を定めて書面で催告し解除する事が出来る。但し、債務不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除ができない。注文者が工事用地を提供できない、不可抗力で工事が出来ない場合は、請負者は工事を中止し契約を解除できる。
3. 請負者が、正当な理由なく、前払い部分払いを拒否する意思を明確に表示した場合は、書面（電子メール含む）をもって工事を中止し契約を解除できる。
4. 契約解除の場合は、工事・設備代を出来高に応じて、足らず分過払い分を相手方に支払う。理由なく処置を行わない場合は、自ら処置し費用を求償できる
5. 履行の追完が不能、追完拒絶、契約目的が達成できず完工予定期日が経過した場合は、報酬減額請求ができる。但し、注文者の責に帰すべき事由による場合は請求できない。尚、報酬減額請求権を行使した場合には契約の解除はできない。

第11条（反社会的勢力の排除）
役員・個人が暴力団員である、または、社会的非難される関係を有する、実質的経営に関与しているときは、相手方に損害賠償を請求し解除する事ができる。

第12条（補則）
この契約書に定めのない事項については、必要に応じた注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

《特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書》

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この契約書・工事請負契約書を十分にお読み下さい。
（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

Ⅰ. 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合
①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
ア）お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求により自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
イ）壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引
②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

Ⅱ. 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合
①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
⑤既に役務提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供して役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

※通常必要とされる量を著しく超える商品購入は契約後一年間は解除できます。クーリングオフにおける書面とは、電子メール等ではなく紙媒体になります。

保証約款

第1条（保証の対象）
発注者（以下甲という）に引き渡したリフォーム工事部分に対し受注者（以下乙という）は本約款に基づいて保証を行います。但し、その建物を継続して6ヶ月以上居住しなくなった場合は、保証の対象から除きます。

第2条（保証の期間）
保証の期間は、工事引き渡し日よりアフターサービス規準記載によるものとします。

第3条（保証の適用）
甲はアフターサービス規準のいずれかに該当する現象が発生した場合は、保証期間内にすみやかに乙に通知してください。通知されたものに対し、乙が認めた場合に限ってその補修の責を負います。

第4条（補修の内容）
1. 乙が行う補修とは、建物の引き渡し時の設計、仕様、材質等に従って正常な状態に回復するための補修、取替等の工事をいいます。
2. 前項の工事の対象には、不具合の原因となった保証対象部分の他、その不具合により生じた建物の被害部分を含みます。
3. 前2項の規程にかかわらず、補修が著しく困難な場合、又は、損害の程度に比べて補修に過分な費用がかかる場合は、相当な金銭支払いによってこれに代えることが出来るものとします。

第5条（保証適用除外）
1. 自然現象、偶然もしくは外来の事由に起因するもの
（1）地震、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、豪雪、落雷等の天災及び火災、爆発、暴動等の不可抗力。
（2）地滑り、崖崩れ、断層、地割れ及び、敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予想できない自然、周辺環境の変化。
2. 周辺環境に起因するもの
（1）近隣の土木、建築工事等の影響によるもの。
（2）周辺の公害現象及び塩害に起因するもの。
3. 経年の変動に起因するもの
（1）摩耗、汚れ、褪色、変色、乾燥、縮み等の材料の特性による通常の経年変化によるもの。
4. 甲の工事等・建物使用方法に起因するもの
（1）引き渡し後、乙以外の者が行った増改築工事、補修工事によるもの。
（2）甲の指示に対し乙がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、甲が採用させた設計、施工方法が原因で直接、間接に生じた不具合。
（3）甲の著しく不適切な維持管理、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用。
（4）換気不十分及び水蒸気を大量に発生させる住まい方によって生ずる結露、もしくはこの結露に起因して壁面、床等に発生するカビ、錆、染み、汚れ。
5. その他事由
（1）仕上げ等の傷等については、引き渡しの時に申し出がなかったもの。
（2）契約当時実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた不具合。
（3）既存建物の設計、構造、材料、施工、経年変化等に起因するもの。

第6条（保証を受けるための維持管理）
甲は保証を受ける条件として、建物の適切な維持管理を行うこととします。

第7条（保証の承継）
甲が建物を第三者に譲渡した場合は、保証は失効します。

表 アフターサービス規準

建築

部位項目			現象例	期間(年)	備考
床	下地材		変形・破損	2	【変形】そり、さがり
床	仕上げ材	板張り・寄木張り・Pタイル張り・ジュウタン敷き・畳敷き	破損	2	【破損】浮き、へこみ、はがれ ただし、傷および日焼けは引渡し時の確認のみ
床	仕上げ材	タイル張り・石張り	亀裂・破損	2	【破損】はがれ、割れ
壁	間仕切（木造）		変形・破損	2	【変形】そり
壁	下地材		破損	2	
壁	仕上げ材	モルタル塗り・タイル張り・ボード張り	破損	2	
壁	仕上げ材	クロス張り・紙張り	破損	2	【破損】浮き、はがれ等 ただし、傷および日焼けは引渡し時の確認のみ
壁	仕上げ材	塗装吹付け	破損	2	
天井	下地材		変形・破損	2	【変形】そり、さがり
天井	仕上げ材	板張り・Pボード張り	破損	2	【破損】はがれ
天井	仕上げ材	クロス張り	破損	2	【破損】浮き、はがれ等 ただし、傷および日焼けは引渡し時の確認のみ
天井	仕上げ材	塗装吹付け	破損	2	
敷居・鴨居・柱			変形・破損	2	【変形】きしみ、そり、ねじれ
建具	扉・枠・障子		変形・破損、作動不良、取付不良	2	【破損】機能、障子紙は引渡し時の確認のみ
建具金物・カーテンレール			変形・破損、作動不良、取付不良	2	
造作家具（押入を含む）			変形・破損、作動不良、取付不良	2	

設備・機器

部位項目		現象例	期間(年)	備考
電気設備	各戸専用分電盤	取付不良・機能不良	2	
電気設備	配線	破損・結線不良	5	
電気設備	スイッチ・コンセント・ブザー	取付不良・機能不良	2	
電気設備	照明器具（管球を除く）・インターホン・住宅情報盤・情報通信設備	取付不良・機能不良	2	機器本体は保証書の期間による
給排水	給水管・排水管	漏水・破損	5	
給排水	トラップ・通気管	漏水・取付不良・破損	2	
給排水	給水栓	漏水・取付不良	2	
給排気	給排気ダクト	変形・破損・取付不良	2	
給排気	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良・取付不良	2	機器本体は保証書の期間による
ガス管	ガス配管	破損	5	当該ガス会社規定による
ガス管	ガス栓	破損・取付不良	2	当該ガス会社規定による
ガス管	バランス釜・温水器・TES等	破損・作動不良・取付不良	2	機器本体は保証書の期間による
厨房設備		破損・作動不良・取付不良	2	流し、オーブン、レンジ、吊り戸棚、水切り棚 ただし、レンジの機器本体は保証書の期間による
衛生設備		漏水・排水不良・破損・作動不良・取付不良	2	洗面機器、便器、タンク
浴室設備		破損・作動不良・取付不良	2	浴槽、シャワー
浴室設備		漏水	5	ユニットバス
冷暖房設備（各戸専用）	配管	漏水・排水不良	2	
冷暖房設備（各戸専用）	機器	漏水・排水不良・変形・破損・作動不良・取付不良	2	機器本体は保証書の期間による

■消費者トラブル相談窓口

【リフォーム紛争解決センター】kaiketsu@y-reform.or.jp まで、ご連絡ください。
一般社団法人 優良リフォーム支援協会〔http://www.yuryo-reform.jp/〕会員の場合はその旨もご連絡ください。